

農地法の許可申請等は、毎月 20 日〆切となります（閉庁の場合は前開庁日が〆切）。

記入例（許可）

様式第4号の2

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

京都府知事様

令和 年 月 日

譲受人（借入）氏名

株式会社 京田辺

譲渡人（貸入）氏名

京田辺 花子

下記のとおり転用のため農地の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1. 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所					
	譲受人 (借入)	株式会社 京田辺		京田辺市田辺 8					
	譲渡人 (貸入)	京田辺 花子		京田辺市田辺丸山 21					
2. 許可を受けようとする土地の所在等	所 在	地 目		面 積 m ²	利 用 状 況	10a当 たり普 通収 穫高	所 有 権 以 外 の 使 用 収 益 権 が 設 定 さ れ て い る 場 合		市 街 化 区 域 ・ 市 街 化 調 整 区 域 ・ そ の 他 区 域 の 別
		登記簿	現況				権 利 の 種 類	権 利 者 の 氏 名 ま た は 名 称	
	京田辺市 田辺辺 4-1	畑	畑	400					
	京田辺市 以下余白								
京田辺市									
計	400 m ²	(田)	m ²	畑	400 m ²				
3. 転用計画	(1) 転用の目的 露天資材置場 (建設資材)	(2) 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細 事業拡大により建築資材の置き場が必要となり、近隣の農地以外の土地も検討しましたが、事業所に近い等、要件を満たす土地が当該農地以外になかったため転用したく申請します。							
	(3) 事業の操業期間または施設の利用期間	許可後 年 月 日から 永 年間							
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第1期(着工年) 許可 日から 2カ月 日まで)	第2期	合 計				
		名称	棟 数	建築面積	所要面積	棟 数	建築面積	所要面積	
	土地造成				400 m ²				
	建築物			m ²	m ²		m ²	m ²	
	小 計			m ²	m ²		m ²	m ²	
工作物			m ²	m ²		m ²	m ²		
小 計			m ²	m ²		m ²	m ²		
計			m ²	400 m ²		m ²	m ²		
4. 権利を設定または移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期	権利の存続期間		その他		
	所有権	設 定	・ 移 転	許可後直ちに	永年				
5. 資金調達についての計画	造成費 = 400,000 円	建築費 = 0 円	土地取得費 = 100,000 円						
	自己資金 = 500,000 円	借入資金 = 0 円	その他(補助金) = 0 円						
6. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none">土砂の流出防止対策 東側に接する田には土砂流出の無いようコンクリート擁壁を設置します。雨水排水対策 排水は雨水のみで周囲にU字溝を設置し、南側既設側溝へ排水します。汚水・生活雑排水対策 発生しません。その他本転用により隣接地等に被害を及ぼした場合は、申請者が責任を持って解決します。								
7. その他参考となるべき事項	宅地造成規制法協議中								